

SAMPLE

特集レポート No. 097

企業間取引の電子化に向けた現状と取り組み

Strictly Confidential



2021年7月31日

はじめに

- 近年、業務プロセスを取り巻く環境や制度の変化からこれまで以上に企業活動のデータを電子化するニーズは高まっている。
- 営業活動や基幹業務ではIT化が進んでいる一方で、企業間の受発注業務などの電子取引に必要なITツールの導入は途上である。
- 本レポートでは、企業間取引の電子化が普及しきらない課題について分析・考察を行い、それに対する国・コンソーシアム及びインフォーマットの独自のビジョン・取り組みを紹介していく。

本資料の流れ



- I. 企業間取引の電子化状況
- II. 企業間取引の電子化普及に向けての取り組み

企業間取引電子化の背景要因

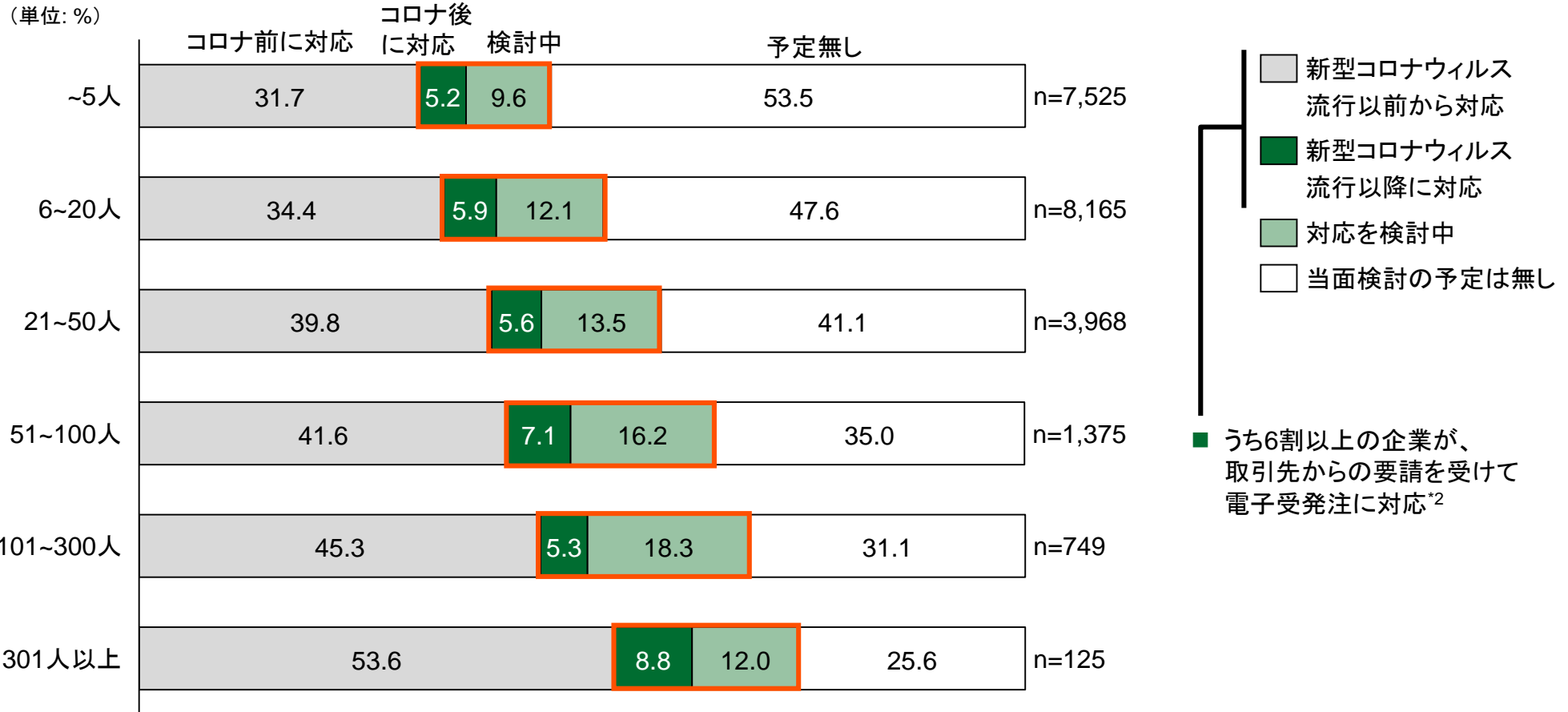
- 2020年代に入って事業環境の変化が加速するとともに、企業間取引の電子化を促す制度が施行されている

		背景	起こったこと
商習慣	マスタ登録の必要性の有無	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接財はマスタ登録が必要 ■ 一方、マスタ登録されないことが多い間接材は、不定期かつ各部門からバラバラに発注され管理上の問題が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電子取引によってマスタ登録されていない商材も取引可能に ⇒業界を問わず幅広い取引が促進
	コロナウィルスによるテレワークの普及(2020年～)	<ul style="list-style-type: none"> ■ オフィスに出社しなくなり、対面・紙・ハンコを前提とした業務プロセスが限界に 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取引業務のデジタル化が迫られる
制度	電子帳簿保存法改正(2020年、2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国税関係帳簿書類の電子データでの保存が認められる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業はメリットの大きい電子データでの取引を選択 <ul style="list-style-type: none"> – 紙の印刷コスト削減 – 保管業務負担の軽減 – 保管場所が不必要など
	インボイス制度導入(2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「適格請求書」に基づいた仕入税控除額の計算を行うことが必須化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ システムに対応することで、買い手・売り手の双方に発生する業務負担を回避 <ul style="list-style-type: none"> – 買い手：仕入税額控除を受けるために税区分ごとに会計処理を実施 – 売り手：適格請求書発行事業者に登録、請求書に必要情報の記載

テレワーク普及が取引電子化に与える影響

■ 中小企業のおよそ2割は、新型コロナを機に電子受発注対応を検討

従業員規模別 企業の電子受発注への対応状況*1



注: *1. 調査対象: 中小企業基本法上の定義に基づく中小企業・小規模事業者。受注側事業者60,000社のうち、回答を得られたものについて集計

*2. 電子受発注について、「新型コロナウイルス流行以前から対応」、「新型コロナウイルス流行以後に対応」と回答した企業に対して聞いたもの

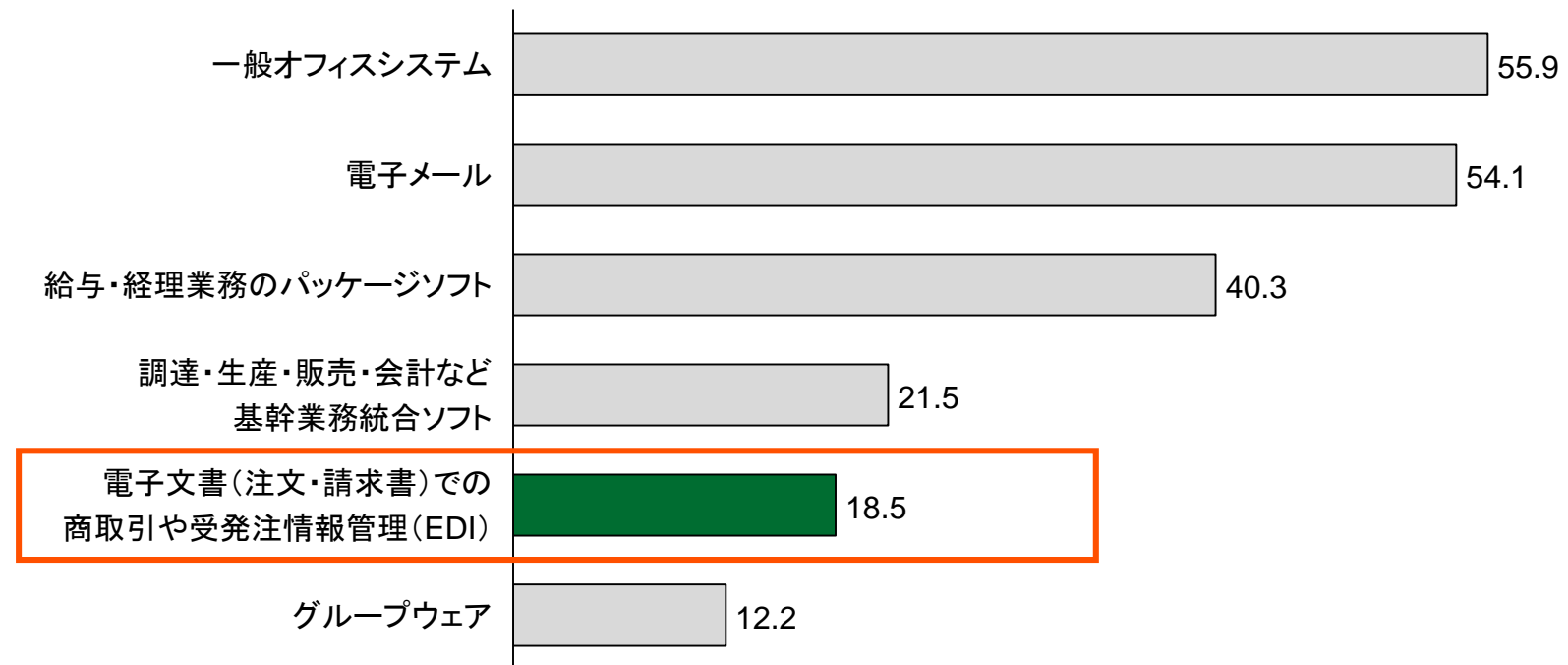
出所: 中小企業庁「中小企業白書2021」

取引業務におけるITの利用状況

- EDI等の電子受発注のためのITツールを導入している中小企業は18.5%に留まっている

中小企業のITツールごとの利活用状況*1

(単位: %)



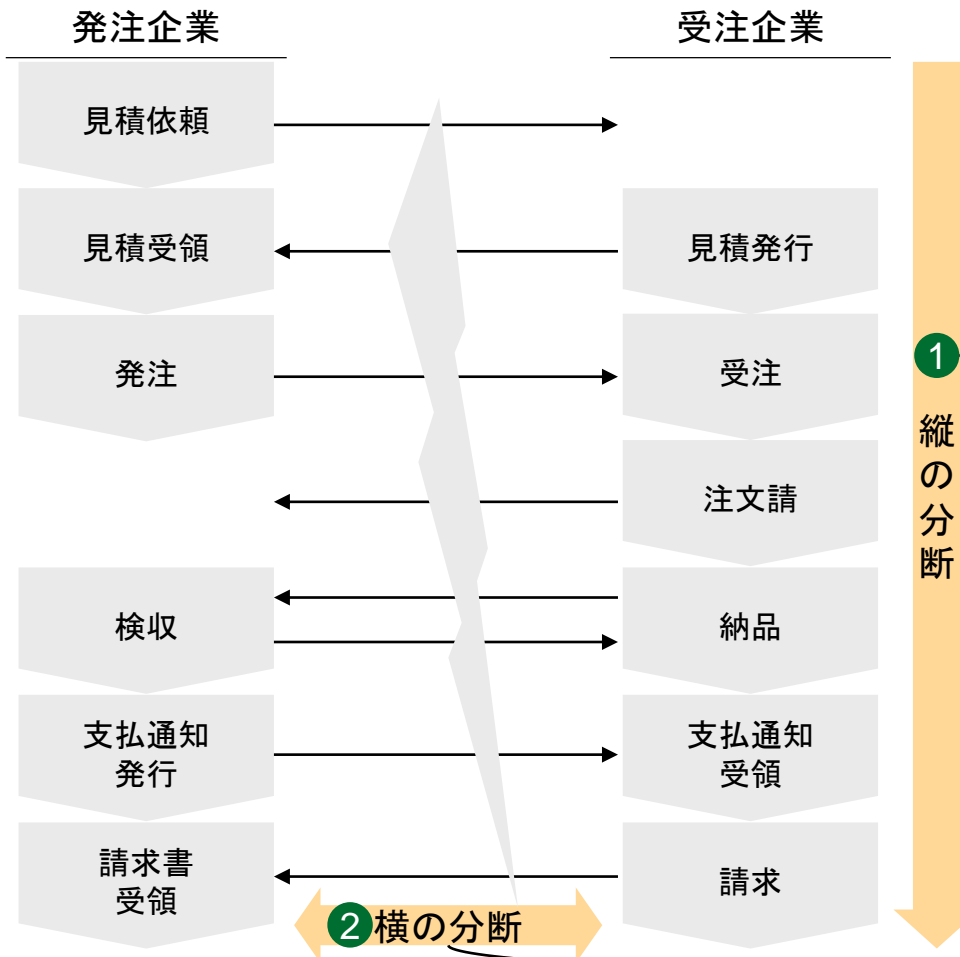
注: *1. 調査対象: 中小企業基本法上の定義に基づく中小企業・小規模事業者及び従業員100人以下の医療法人・社会福祉法人。n=4,320社

出所: 全国中小企業振興機関協会「規模別・業種別の中小企業の経営課題に関する調査結果(要旨)」

企業間取引の電子化の課題

- 企業間取引の電子化に向けては、企業内業務プロセスが電子化されておらず、さらに企業間でその情報をやり取りする統一的なインフラが整っていないことが課題として挙げられる

企業間取引の電子化の際の課題(イメージ)



電子化の課題

- 受発注企業内の一連の取引業務プロセスが「デジタルデータ」で繋がっていない
 - 各プロセスがデジタル化されていない
 - プロセスごとに互換性の無いデータが使われている
 - データの更新が実務に追いついていない

受発注企業内でやり取りする
中身が電子化されない

- 発注企業と受注企業がデータ授受を行うインフラが完全に繋がっていない
 - FAX、メールで取引を行う場合も存在
 - 発注企業ごとに設定されるデータ授受の仕様に受注企業が対応しきれない
 - 下請法では書面交付の代わりに文書の電子化が認められているが、下請業者の同意や費用負担の問題から導入に障壁が存在

受注企業と発注企業のやり取りが電子化されない

SAMPLE版はここまでです。

続きは、業界チャンネル 特集レポート にてご覧ください。

特集レポート一覧はこちら ▶

“業界チャンネル 特集レポート”とは、

経営コンサルタントの目線で特に伸びているビジネスに注目して分析。
その成功の鍵や今後に言及し、「打ち手」を導出します。

